

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団  
張芝奨励補助金交付要綱

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、緑豊かな住宅環境を創出し、住みよい街づくりに貢献するため、新たに張芝を行う者に対し、一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団理事長（以下「理事長」という。）が奨励補助金を交付するものについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「張芝」とは、日本芝又は西洋芝を平張・目地張・市松張等の工法で施工したものをいう。

2 この要綱において「住宅用地」とは、個人が居住の用に供する土地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、岐阜市において住宅用地を所有し又は使用する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、1住宅地につき1回限りとする。

- (1) 住宅用地に張芝を行う者
- (2) 住宅用地内の建物屋上に張芝を行う者

2 前項の規定にかかわらず販売を目的とした住宅用地に張芝を行うものは、補助の対象としない。

(補助対象基準)

第4条 この要綱に基づく張芝は、次の各号に該当しなければならない。ただし、理事長がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

- (1) 張芝を施工する前に、工事着手前の確認を受けたもの
- (2) 張芝の施工面積が20㎡以上のもの
- (3) 病虫害のない健全な芝であるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次表のとおりとする。ただし、予算の範囲内とする。

規模等	補助金額算定基準	補助限度額
施工面積20㎡以上	施工面積1㎡につき 1,000円を乗じた額	30,000円

2 前項の規定にかかわらず、張芝に要する費用が補助金額算定基準の額に満たない時は、その額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、張芝奨励補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添付して理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請にやむを得ず変更が生じた場合には、張芝奨励補助金交付変更申請書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(交付の内定通知)

- 第7条 理事長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めた場合には、張芝奨励補助金交付内定通知書(様式第2号)により通知する。
- 2 理事長は、前条第2項による張芝奨励補助金交付変更申請書を受理し、これを適正と認めた場合には、張芝奨励補助金交付変更承認書(様式第4号)により通知する。

(完成届)

- 第8条 前条第1項の規定による交付内定通知を受けた者は、申請書のとおり工事を施工し、完成後10日以内に張芝完成届(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(現地確認)

- 第9条 理事長は、前条の規定による完成届を受理したときは、張芝奨励補助金交付決定現地調査報告書(様式第6号)に基づき工事完了確認を行うものとする。

(補助金の交付)

- 第10条 理事長は、前条の規定による現地確認後適正と認めた者に対して、張芝奨励補助金交付決定通知書(様式第7号)により通知し、補助金を交付するものとする。
- 2 理事長は、前条の規定により現地確認後適正でないと認めた者に対して、補助金交付の内定通知を取り消し、又は減額して補助金を交付するものとする。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(あて先)  
一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

申請人 住 所 岐阜市

氏 名

電 話 ( ) -

張芝奨励補助金交付申請書

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団張芝奨励補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

- |   |           |                                    |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 場 所       | 岐阜市                                |
| 2 | 張芝の種類     | 日本芝 西洋芝                            |
| 3 | 張芝の場所     | 庭 建物屋上 ベランダ                        |
| 4 | 張芝の面積と工法  | 面積 m <sup>2</sup><br>工法 平張 目地張 市松張 |
| 5 | 工 期       | 着 工 年 月 日<br>完 成 年 月 日             |
| 6 | 施 工 方 法   | 業者委託 自主工事                          |
| 7 | 工 事 予 算 額 | 円                                  |
| 8 | 添 付 書 類   | 住宅位置図 宅地平面図 (張芝ヶ所を記入)              |

様

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団  
理事長

張芝奨励補助金交付内定通知書

年 月 日付申請がありました張芝奨励補助金については、下記のとおり内定しましたので通知します。

なお、交付決定額は、工事完了確認後に張芝奨励補助金交付決定通知書により、改めて通知します。

記

1 金 額 円

- ※ 工事完了後は、10日以内に張芝完成届（様式第5号）を提出して確認を受けてください。
- ※ 工事完了確認の結果、補助基準に満たないものがあるときは、補助金額を変更する場合があります。
- ※ 張芝奨励補助金交付申請事項に変更があったときは、張芝奨励補助金交付変更申請書（様式第3号）を提出してください。
- ※ 申請年度の 月 日までに張芝完成届を提出することが条件です。

様式第3号

年 月 日

(あて先)  
一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

申請人 住 所 岐阜市

氏 名

電 話 ( ) -

### 張芝奨励補助金交付変更申請書

年 月 日付交付内定を受けました張芝奨励補助金について、下記のとおり変更したいので、承認くださるよう申請します。

#### 記

1 変更事項

2 変更事由

3 変更年月日 年 月 日

様式第4号

岐未ま（緑）第 号  
年 月 日

様

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団  
理事長

張芝奨励補助金交付変更承認書

年 月 日付変更申請がありました奨励補助金について、下記のとおり変更を承認します。

記

1 変更事項

2 変更事由

3 変更年月日 年 月 日

(あて先)  
一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

申請人 住 所 岐阜市

氏 名

電 話 ( ) -

張 芝 完 成 届

張芝奨励補助金交付申請に係る張芝は、下記のとおり完成したのでお届けします。

記

- 1 完 成 年 月 日 年 月 日
- 2 交 付 内 定 年 月 日 年 月 日
- 3 交 付 内 定 通 知 番 号 岐未ま(緑)第 号
- 4 添 付 書 類 工事代金又は、材料費領収書等の写し

様式第6号

張芝奨励補助金交付決定現地調査報告書

張芝奨励補助金交付に係る張芝について、下記のとおり現地確認調査をしましたので報告します。

記

- 1 交付内定通知番号 岐未ま（緑）第 号
- 2 補助金交付対象者
- 3 完 成 年 月 日 年 月 日
- 4 調 査 年 月 日 年 月 日
- 5 調 査 内 容 張芝の種類 日本芝 西洋芝  
張芝の場所 庭 建物屋上 ベランダ  
張芝の面積 m<sup>2</sup>  
工 法 平張 目地張 市松張
- 6 意 見
- 7 交付決定金額算出基礎

年 月 日

調査員氏名

様式第7号

岐未ま（緑）第 号  
年 月 日

様

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団  
理事長

張芝奨励補助金交付決定通知書

年 月 日付岐未ま（緑）第 号により内定しました張芝奨励補助金は、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定金額 円

2 内定金額 円

3 金額に変更のある場合の事由

年 月 日

(あて先)  
一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団 理事長

申請人 住 所 岐阜市

氏 名

電 話 ( ) -

口 座 振 込 依 頼 書

一般財団法人岐阜市未来のまちづくり財団から私あての支払金は、下記の預金口座に振り込まれることを依頼します。

記

1 取引金融機関

銀 行  
信 用 金 庫  
農 協  
信 用 組 合  
店

2 預 金 名 義

預金科目	1. 普通	2. 当座
口座番号	_____	
口座名義	_____	
カタカナ	_____	